

規 則

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十六号

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和五十年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二中「㊦」を削る。

様式第二号、様式第三号及び様式第六号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第六号の三中「平成」を「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第九号及び様式第十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

「氏名（自署又は記名押印。

法人にあつては、主たる

様式第十二号中 事務所の所在地、名称及

び代表者の氏名並びに代

表者の印) 」

に改める。

「氏名（自署又は記名押印。

法人にあつては、主たる

様式第十二号の二中「あて先」を「宛先」に

び代表者の氏名並びに代

表者の印) 」

「氏名（法人にあつては

名称及び代表者の氏名）」

様式第十二号の三中「あて先」を「宛先」に改め、「（自署又は記名押印）」

を削る。

「氏名（自署又は記名押印。

法人にあつては、主たる

様式第十二号の四中 事務所の所在地、名称及

び代表者の氏名並びに代

表者の印) 」

表者の印)

」

に改め、 「(白署又は記名押印)」を削る。

「氏名 (白署又は

法人にあつては

様式第十四号及び様式第十五号中「あて先」を「宛先」に、 事務所の所在地

及び代表者の氏名

表者の印)

記名押印。

、主たる 「氏名 (法人にあつては
、名称及 を 名称及び代表者の氏名) 」 に改める。
並びに代

」

第二条 埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 条例第十四条の二第一項本文の点検を行う場合には、次に掲げる書類等

イ 様式第一号の二の屋外広告物等点検報告書

ロ 広告物又は掲出物件の全景及び点検の箇所の状態を確認できる写真(点検により異常が認められた箇所にあつては、当該箇所を補修したことを確認できる写真を含む。)

ハ 条例第十四条の二第二項の規定により広告物等点検資格者に点検を行わせなければならない場合には、その資格を証する書面又はその写し

第八条第一項中「及び第四号」を「、第三号及び第五号」に改め、「並びに様式第一号の二の屋外広告物等自主点検結果確認書」を削る。

第九条第一項中「第二条第一項第二号」の下に「及び第五号」を加え、「及び様式第一号の二の屋外広告物等自主点検結果確認書(変更又は改造が、表示する広告物のみに係る場合を除く。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(軽微な変更又は改造)

第九条の二 条例第十二条第一項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 広告物又は掲出物件の表示内容、意匠、色彩、大きさ、構造又は位置に変更を加えない程度の修繕、補強又は塗替え

二 掲示板の位置及び形状を変更することなく行う、当該掲示板に表示される新聞、ポスター等の広告物の短期的かつ定期的な変更

第十条の三中「以下であること」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(点検)

第十条の四 条例第十四条の二第一項本文の点検は、別表第四に掲げる点検の箇所及び項目について、三年を超えない期間ごとに行わなければならない。ただし、条例第六条第一項若しくは条例第七条第五項の許可（既に設置されている物件に広告物を掲出する場合に限る。）、条例第十一条第三項の規定による許可の期間の更新又は条例第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別表第四に掲げる点検の箇所及び項目について、当該許可又は許可の期間の更新の申請をする日前三月以内に行わなければならない。

2 条例第十四条の二第一項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件等は、次に掲げるものとする。

一 はり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件

二 広告幕（つり下げを含む。）（掲出物件を除く。）

三 アドバルーン

四 壁面に描かれた広告物

五 条例第七条第一項第二号並びに同条第二項第三号、第四号（広告物を掲出する物件を除く。）、第五号及び第七号から第九号までに掲げる広告物又は掲出物件

六 法令の規定により条例第十四条の二第一項本文の点検と同程度以上の点検を実施することとされている広告物又は掲出物件

七 広告塔、広告板その他主として広告物を掲出する目的で設置された物件のうち、次のいずれかに該当するもの

イ 設置した日から三月以内であるもの

ロ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十八条第一項において準用する同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付の日から一年以内であるもの

八 表示する広告物のみに変更又は改造を行うもの

3 条例第十四条の二第二項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、上端の高さが地上から四メートルを超えるもので、かつ、条例第六条第一項若しくは条例第七条第五項の許可、条例第十一条第三項の規定による許可の期間の更新又は条例第十二条第一項の許可を要するものとする。

4 条例第十四条の二第二項に規定する規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 条例第二十五条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する者

- 二 第十五条第二項各号のいずれかに該当する者
 - 三 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者
 - 5 条例第十四条の二第三項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、上端の高さが地上から四メートルを超えるものとする。
 - 6 条例第十四条の二第四項に規定する報告は、様式第一号の二の屋外広告物等点検報告書を所轄所長に提出して行うものとする。
- 別表第一第二号の表建造物から独立した広告の項三中「自己の住所、事業所等における」を削る。

別表第二第一号の表条例第四条各号に掲げる地域又は場所等（禁止地域）の建造物から独立した広告の項三を次のように改める。

- 三 設置個数のうち三個までのものであること。

別表第二第一号の表条例第六条第一項に規定する地域又は場所（許可地域）の建造物利用広告の壁面利用広告の項一中「五分の一以下」の下に「（壁面面積の五分の一が十平方メートルに満たないときは、十平方メートル以下）」を、「十分の三以下」の下に「（壁面面積の十分の三が十平方メートルに満たないときは、十平方メートル以下）」を加え、同表条例第六条第一項に規定する地域又は場所（許可地域）の建造物から独立した広告の項三を次のように改める。

- 三 設置個数のうち四個までのものであること。

別表第二第四号口中「空」を「絵画又は写真を表示する場合は、空」に改める。
別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第十条の四関係）

点検の箇所	点検の項目
基礎部及び上部構造	<ul style="list-style-type: none"> 一 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 二 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 三 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無
支持部	<ul style="list-style-type: none"> 一 鉄骨接合部（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間の有無 二 鉄骨接合部（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落の有無
取付部	<ul style="list-style-type: none"> 一 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有

	<p>無</p> <p>二 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無</p> <p>三 取付対象部（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常の有無</p>
<p>広告板</p>	<p>一 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無</p> <p>二 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無</p> <p>三 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無</p>
<p>照明装置</p>	<p>一 照明装置の不点灯及び不発光の有無</p> <p>二 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無</p> <p>三 周辺機器の劣化及び破損の有無</p>
<p>その他</p>	<p>一 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損の有無</p> <p>二 避雷針の腐食及び損傷の有無</p>

様式第一号の二を次のように改める。

屋外広告物等点検報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

報告者

住所

氏名

電話番号

屋外広告物等の点検結果を以下のとおり報告します。

広告物等の種類				
表示・設置の場所				
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日	
点検者	氏名			
	住所			
	電話番号			
	資格名称			
点検箇所	点検項目	異常の有・無		改善の概要
		有	無	
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部(ボルト・ナット・ピス)の緩み、欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ピンス等の欠落	有	無	
	2 側板・表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 附属部材(※)の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項 ()	有	無	

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他附属品

注 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 第二条の規定による改正前の埼玉県屋外広告物条例施行規則第二条第一項第三号の屋外広告物等自主点検結果確認書は、条例第六条第一項若しくは条例第七条第五項の許可（既に設置されている物件に広告物を掲出する場合に限る。）、条例第十一条第三項の規定による許可の期間の更新又は条例第十二条第一項の許可の申請に係る広告物又は掲出物件の点検が令和四年三月三十一日までに行われ、かつ、当該点検が当該許可又は許可の期間の更新の申請をする日前三月以内に行われた場合にあつては、第二条の規定による改正後の埼玉県屋外広告物条例施行規則第二条第一項第五号イの屋外広告物等点検報告書とみなす。